

神奈川県指令 資循第5091号

許可番号 01403004328

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号 エコ計画浦和ビル

氏名 株式会社エコ計画

法人にあっては名称
及び代表者の氏名

代表取締役 井上 綱隆



優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 令和元年9月5日
（初回許可年月日 昭和52年7月7日）
許可の有効年月日 令和8年6月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※1※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鉱さい、がれき類（※1）、ばいじん

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年1月26日 変更許可（汚泥について（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）を追加）

令和2年9月16日 変更届出（変更前：埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号、変更後：埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目2番20号エコ計画浦和ビル）

令和元年9月5日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

本許可証は原本の写しであり、複製使用は無効です。